

る吉書が行われる場合もあった。

【史料5】嘉元4(1306)年2月21日東大寺領備前野田荘預所某下知状案(京大所蔵東大寺文書、鎌29-314p)

野田庄々官宗元・保廣与末光・景宗座著相論事、

右、三問三答訴陳雖端多、宗入道正阿於勝妙寺講座者、既為上座之上者、何不備九月会座著潤色乎之由、景宗申之、九月九日会并政所正月御政事、著座者、當庄規模出仕也、景宗親父正阿一切座著之例無之、此条、景宗承伏之、以勝妙寺座著例、備潤色之条、不可然、況大蔵入道所從也、隨三代地頭代安堵分明之由、保廣申之、景宗者捧一代地頭代下知、備潤色、加之、一門所從之由、保廣同訴申、旁以非無其謂者、保廣可為上座之由、依仰下知如件、

◎政所正月政（始）が在地の序列を可視的表現する場として機能する。

吉書儀礼は収取関係の確認のみを担っただけではない。荘園内秩序の表象する正月政所始の場において行われることで、荘園領主 在地百姓の収取関係と、在地内部の秩序を有機的に連関させる機能を担った。

- 2 モノを介する吉書の象徴するもの（1） - 荘園領主のアイデンティティー -

モノを介する吉書の淵源は、朝廷の吉書儀礼。そのひとつに国衙から朝廷への進納物に関する文書政務を儀礼化したものがある[玉井]。貴族社会・寺社で、封戸返抄・荘園返抄の吉書が定着。

貴族・寺社は朝廷の吉書儀礼を模倣することで、自らのアイデンティティーを朝廷との伝統的關係に求める。また荘園返抄は封戸返抄が変容したものであって、朝廷よりの給付との意味が潜在。彼らは朝廷との關係において収取を正当化しており、後述の《御願用途の論理》の文脈で理解すべきもの。

- 3 モノを介する吉書の象徴するもの（2） - 民間習俗との関わり -

一方で、吉書上納物の年貢控除、共同飲食・下行など、互酬性の構築が図られた。

また正月祝・予祝文言・正月七草若菜[木村a]・万石米祈願など、在地民間習俗とリンクする。

【史料6】沙石集巻10本-9「迎講事」（古典大系425p）

丹後国鳧鴨ト云所ニ上人アリケリ。極楽ノ往生ヲ願テ、萬事ヲ捨テ臨終正念ノ事ヲ思ヒ、聖衆來迎ノ儀ヲゾ願ケル。セメテモ志ヲ休ントテ、世間ノ人ハ正月ノ初ハ思願フ事、イワヒ事ニスル習ナレバ、我モイワヒ事セント思テ、大晦日ノ夜、一人ツカフ小法師ニ状ヲ書テトラセケリ。「此状ヲモテ、明朝元日ニ門ヲ叩テ、『物申サン』トイヘ。『キツクヨリ』ト問バ、『極楽ヨリ阿弥陀仏ノ御使ナリ。御文候』トテ、此状ヲ我ニ与ヨ』ト云テ、外ヘヤリヌ。上人ノ教ノ如ニ云テ、門ヲ叩キテ、約束ノ如ク問答ス。此状ヲ、イソギアハテサワギ、ハダシニテ出デ、請取、頂戴シテヨミケリ。「娑婆世界ハ、衆苦充滿ノ國也。早厭離シテ、念佛修善勤行シテ我國ニ來ルベシ。我聖衆ト共〔三〕來迎スベシ」トヨミツヽ、サメホロト泣々スル事、毎年ニ不怠。

*民間習俗としての正月の「祝」に倣って、阿弥陀仏よりの書状を自作自演した僧侶は…。

◎正月予祝の道具としての文書。文書自体の呪術性に基づいた正月の習俗が存在した。

吉書儀礼自体を成り立たせるために、互酬性の構築や在地における様々な予祝習俗の包摂が必要。在地百姓側との合意形成が前提となっている。

- 4 モノを介する吉書の象徴するもの（3） - 中世文書主義との絡み -

吉書が文書儀礼であることは、荘園支配が文書主義を前提とすることと密接に関わる[富沢a・福島b・井原b]。

「返抄（請取状）をもとに、結解・散用状を通じて領主 - 農民（百姓）關係が維持されている」[福島b]

年貢進納義務履行の証明

年貢未進による下人身分への転落を防止する証、あるいは中世百姓の合法闘争としての「逃散」の前提である年貢皆済の証として。[入間田]

【史料7】嘉元4(1306)年9月7日関東下知状（高野山文書宝簡集、鎌30-30p）

如称結解状信連執進永仁元年百姓状者、「可逐年貢結解之由、被仰下之條、難治也、當庄収納之法、自八月九月出徴符、郡司定使呵責之間、弁済之、帶返抄者也、六月一日夏収納之時、八月・九月所取置返抄等進算勘之後、爲庄例返抄等無用之間、不持之捨棄、此時有未進者雖弁之、雖取高質、不出返抄、若猶有未進者、定使等捧世利徴符、秋之時、以初壹升雖令弁納、又以不出返抄、雖然、於年貢者、無年々未進皆納畢、然而、不出返抄之間、可遂結解之道、難叶次第也、一庄一同定法也」云々、彼状者非結解状歟、執進百姓自由状之條、難遁御下知違背之由、雜掌申之處、夏収納之時、捨返抄之條、庄例也、依不帶年々返抄、結解難治之旨、捧百姓状之間、執進畢、何可爲地頭難洪哉之由、信連雖陳之、年々算勘之後、令棄破返抄者、可帶皆納請取之處、無其儀之上、捨返抄之候、無證拋歟、爲一庄例者、地頭難所持之處、令帶返抄之間、非無矯飭歟、其上雜掌不出返抄之旨、載百姓状畢、未進之條、可謂承伏*百姓は結解の後には返抄を破棄すると陳弁するが、幕府の裁許は、個々の返抄は廃棄しても、皆納返抄が不可欠とする。

◎結解以後も、不測の事態に備えて、返抄・請取の長期保管が必要であったのではあるまいか。

領有公験としての機能

【史料8（参考）】（弘安9(1286)年力）齋部尚孝解（兼仲卿記紙背、鎌21-194p）

伊勢安濃郡長岡御厨相論。御厨相伝を主張する齋部尚孝は、副進文書として、宣旨案などとならび「天養以後神宮上分返抄案 至文永在之 」を提出。

【史料9】応徳2(1085)年6月9日太神宮檢非違使新家俊晴解（平1239号）

以今月一日て、從彼神主（作人）之御許より被送於使俊晴（檢非違使）所たる文書二枚也、

其内一枚去五月七日本寺御下文、其状ハハ、「寺下伊勢国大国庄司所、早任前例可耕作寺領川合庄田事、合參町、在三岡埜里十三坪一町字背本・廿二坪一町字国帖・廿三坪一町字小山田、右件寺領、川合庄田參町、太神宮権禰宜從五位上荒木田延能五代相伝作手之由、有其許（訴力）、何況所当地子代返抄顯然也、然者件田如本件神主延能可充行、重勿致愁、故下者」、

*關係 東寺 - 庄司（東寺寺僧） - 下司 - 御庄田作人延能神主

◎年貢納入は当知行の証であって、その文書主義的現象が返抄・請取であった。

【小括】

収取をめぐる古代／中世の差異

令制のもとでは国司 - 農民での返抄発給はない。農民への返抄発給は、10世紀負名体制*成立とともに発生。[福島b] *国衙領内の徴収単位を、従来の個別人身単位から、有力百姓の耕作地（負名）に再編した支配体制。

正月に行われる文書儀礼 = 吉書は、中世社会の基本的關係構造である荘園領主 - 在地關係が、文書を媒介にした關係であることをも象徴的に示す儀礼であった。

返抄・切符が為替として機能。信用の担保のひとつが、為替に対する文書フェティシズム。[桜井a]

収取物が為替処理されることは、「脱色」化の現れと理解できる。モノを介する吉書は、担保である文書フェティシズムを再生産する象徴儀礼として機能したものが。

モノを介する吉書が象徴する荘園収取の特性の一面は、中世全般にわたるものか。

モノを介する吉書をめぐる2つの要素

(a)朝廷 - 中央権力の儀礼に由来する側面。本質は支配する側の「押しつけ」。

(b)習俗の包摂・互酬性の構築は、支配される側の合意をそこに付与することを目的とする。

後述する2つの収取論理（《御願用途》《安堵契約》）の關係との相似形を示す。

荘園領主経済と収取論理

- 1 王家御願寺荘園収取の使途

後白河院御願長講堂の収支構造

【史料 10-1】建久 2(1191)年 10 月長講堂所領注文（島田文書、鎌 1-426p）

【史料 10-1】 深葦庄 元三雑事 御簾二間 御座二枚小文一、紫一、 侍所垂布一段 砂三両 三月御八講砂五両 廻御菜一日毎月廿五日 勤之、 門兵士三人楊梅面門 <small>二月上中旬料</small> 彼岸御布施六丈布二反八月料 御更衣置二枚小文一、紫一、十月 月充仕丁一人十一月後 移花十五枚 （中略） （越前国） 坂北庄 元三雑事 御簾十三間 御座十一枚縫纏二、 伊與簾廿枚 殿上京筵疊四枚 侍所垂布三反各六丈 砂十両 節器物 合子百五十大五十 小百 盤三枚 鉢三口 椽手洗一具 三月御八講砂八両 御舍利講百種物百杯二月晦日勤之、但不人恒例 注文、臨時役歟、 廻御菜二ヶ日毎月九日十日 月充仕丁正月四人 十月四人 四足十二月卅日 西洞院南北門同卅日 門兵士六条面門同卅日 楊梅面門同卅日 油小路面同十一月十五日 御更衣置五枚小文一、紫三、黄緑一、四月料 彼岸御布施六丈布廿段 御神祭神籬一具四月料 半物装束二具七月七日料 召使物米十石 移花五十枚

@先行学説は、年中行事財源を公事雑事のみ限定して論じてきた。[竹内・渡辺・永原・井原]

「年貢は日常経費、公事雑事は年中行事用途」との理解は妥当か？

【史料 10-2】応永 14(1407)年 3 月日長講堂領目録（八代恒治所蔵文書「集」、大日本史料 7-8-888p）

美濃国深葦荘 藤中納言家 / 年貢絹二十五疋
被宛二季供花被物絹裏
越前国和田荘 葉室入道大納言家 / 年貢米六百石 寺用分三百石、御相折分三百石

同国坂北荘 入江殿 / 年貢綿万疋

【史料 10-3】嘉元 2(1305)年 9 月日坂北荘年貢課役注進状案（東山御文庫記録甲 68 巻、福

井県史 鎌倉遺文未収）

@坂北荘年貢公事雑事の使途：【史料 10-1】+【史料 10-2】

【史料 10-3】

【史料 10-4】嘉元 3(1306)年 9 月 13 日坂北荘年貢課役注進状（東山御文庫記録甲 68 巻、福井県史 鎌倉遺文未収）

長講堂年中行事用途財源

- 公事雑事・料所年貢・荘園年貢を分配

（参考）【史料 11】嘉禄 2(1225)年 12 月 7 日崇徳院御願成勝寺領周防国多仁荘田布施領司等申状（九條

家古写本中右記紙背 長承二年夏秋 鎌倉遺文未収）

【史料 10-3】 庁注進案 坂北庄庄御年貢并課役 御年貢 呉綿万両 在先分具分千五百両 課役 元三替物用途四十一貫六百五十文 同御影供御菓子 節器物 合子百五十 大五十 小百 盤三枚 鉢三 椽手洗一具 移花五十枚 御八講砂八両 彼岸御布施六丈布四段 春五段、秋十五段 廻御菜二ヶ日毎月九十両日 月充仕丁 正月四人 十月四人 門兵士五門各三人 四門十二月卅日 召使給米十石 庁守国重給之、 御更衣置五枚 四月 小一 紫三 黄緑一 下部装束 御神祭神籬一具 四月 半物装束二具 七月七日 御舍利講百種物 以上 嘉元二年九月日

【史料 10-4】 折紙也、 坂北庄本家御年貢呉綿事 除坪江郷分定済八千二百一十二両一朱 春日州かづのれう所二なりまいらせ候、五黍 加先分具分定 一北御倉検納分千四百五十二両内 正物千二百六十二両三分支配 七百六十両八月彼岸御布施 五百二両三分明年二月彼岸御布施 一庁納六千七百五十九両三分四朱黍内 正物五千七百五十九両三分四朱黍支配 千両 長講堂寺用 相加先分可送寺家、 千二百卅両 千日御講御本尊御経御布施 等 九十両 御影堂元三比物具 五十両 五月御舍利講百種物 二百両 北野常燈用途 百十両 日野四十九燈用途 五十両 天王寺御念仏料 十五両二分 御影堂御半帖二帖分 百両 六条殿大番奉行給 廿両 葩師給 三百両 主典代三人給（人名略） 七百両 庁官七人給（人名略） 卅両 庁守国重給 百八十両 彼岸長檀懸子用途 三百八十五両 法花堂御経供養御布施 百卅両 御影堂御経供養御布施 千二百七十七両三分三朱可進御塗籠
--

成勝寺御願周防国多仁御庄田布施領司等 [] 申文事

請被殊蒙 憲法御裁断罷為借上樋口太郎成安、号有去年借上 [] 下恣寺家御年貢・領家御分百五十石勝載

物船壹艘 [] 庄津押取不当難堪子細愁 []

副進 / 色々送文案五通

右子細元者、彼成安去年百余石給、号有四十余石未下、旁重色本 [] 修正・常燈油・御八講用途并領家御分節器

用途勝載船壹艘任 [] 由、恣押取之条、無極無道也、御庄奉行人状云、去年有様不知子細 [] 領家・預所去年

之未下、可当年下行御文一行不給之由、返答、雖然 [] 都子細於申 [] 下、重色用途料押

取畢、爰 [] (下略)

@年貢 修正会・常燈油・御八講用途。

王家御願寺領収取物（年貢・公事雑事）は、日常的活動あるいは特定仏事の用途に配分。

- 2 相折と《御願用途の論理》

「相折(ソ折)」とは、年貢を人供・仏供・年中行事用途に配分すること、ないしその配分を書き記した帳

簿。[永村・佐藤健治]

長講堂の寺用相折

【史料 12】建久 3(1192)年正月日長講堂定文案（伏見宮記録、鎌 2-9p580 号）

一庄園事

右、庄々或多年領掌之地、或往古不輸之領、尋搜子細、寄附仏閣、以其地利定宛寺用、向後牢寵大小国役、永可随停

止之由、可被下官符、（中略）執行又乘勝致非抛者、庄家言上、須待裁報、加之、執行・所司等、敢以寺用勿宛他事、
兼又寺用相折・庄領敷地油田、注別紙同副之、

@長講堂の相折（帳）は、前掲【史料 10-n】のいずれかそのもの、ないしそれらに基づいて作成されたもの。

顕密寺院の相折

【史料 13】文治 2(1186)年 4 月 8 日醍醐寺文書目録（醍醐雑事記、鎌 1-38p83 号）

寺家相折帳一卷十二枚 保元三年三月十七日上記録所行文也、 * 保元の記録所へ提出。

@伝統的な顕密寺院にも相折（帳）があった。また朝廷では相折帳注進によって顕密寺院経済を掌握せんと
の志向を有した。（ただし相折注進命令は保元新制・建久新制のみで確認、実効性も疑問）

相折と《御願用途の論理》

朝廷が王家御願寺で相折を定め、かつ顕密寺院の相折把握を意図したのは、相折と《御願用途の論理》が
リンクするが故であった。

【史料 14】貞応 2(1223)年 11 月日備後太田荘地頭太田康継同康連連署陳状案（高野山文書又続宝簡集、
鎌 5-246p） * 荘園領主高野山との相論において、地頭職の正当性を主張。

而衆徒偏注無実状、可停有限職之由、被訴申之條、甚以無其謂焉、随又公家御願諸寺諸山、以官物雖被相折寺用、

収公地頭得分、被相折彼用途事、未承及者歟、其上如 後白河法皇御起文者、万民快樂之由被載之、収公地頭得

分、可充寺用之由、不被載之処、可被停地頭職之旨、衆徒訴状、非背道理、且忘慈悲歟、

寺院荘園の収取物は、御願用途として官物を寺用に相折したのもの。「国家的行事」遂行を目的とした給
付、との認識が存在。朝廷 - 寺社での認識は、封戸・正税によって財源が支給される古代令制の枠組みと

の継承関係が濃厚である。（cf.家産制的勸会制論*[福島 a]） * 貴族・寺社の収取会計決済システム。

（参考）【史料 15】永久 3(1115)年 3 月 11 日官宣旨案 （東南院文書 平 1817 号）

左弁官下 美濃国

応令国司并造宮使輔清、慥糺返号役夫工代押取東大寺領大井庄本免分（地脱力）利物事等、副下日記一通

右、得造豊受宮使神祇権大副大中臣朝臣輔清去正月十九日陳状ハ、去年三月七日宣旨同一（八力）日到来ハ、得彼寺（東大寺）去十一月九日奏状ハ、「謹検案内、件庄者本願聖武天皇勅施入之地、從施入之当初、至末代之今日、以彼庄地利、相折華嚴・法花兩箇大会之用途、為恒例之勤、敢不失墜、誠是鎮護国家之御願、功德其（甚）深之善根也、而件会料物為彼使等徴取先畢、全無其料、」

④朝廷への権利保障請願において、相折ないし《御願用途》が交渉カードとなるのは、年貢を《御願用途》として寺社が認識していたことの現れ。

　　特に中央レベルの《御願用途の論理》においては、年貢が主であり、公事雑事は副次的な存在。（cf.【史料 14・15】）

- 3 本家 - 領家・預所関係での《安堵契約の論理》

寄進行為とは、寄進者と被寄進者の間の奉仕・庇護関係 [中田]

　　寄進関係の年貢とは、領有保証への代償、すぐれて二者間の契約行為である。

【史料 16】〔建久 9(1198)年〕官宣旨案（壬生家文書、鎌 2-333p）*原文抹消箇所は略。

左辨官下　安芸國
　　應任度度宣旨状、永停止國使入勘并甲乙輩濫妨及課役、以所當官物進濟太政　〔官〕厨家納物・圓宗寺最勝會料・秋季御読経料米、上爲高倉院法華堂領、備進正月御國忌用途、令左大史小槻宿　隆職子孫相伝領掌當國世能荒山庄事、
　　在管安芸南郡内　ノ世能村（四至略）ノ　荒山村（四至略）
　　副下御國忌用途注文壹通

右、得隆職去六月八日解状ハ、謹検案内、件所者本田不幾、備爲荒廢之地、而去建久四年國司平親守任、可使補太政官厨家納物米三十五斛・地子交易絹二十疋・油一斛三斗・圓宗寺最勝會料米三十斛・油二斗之由、成給庁宣之日、校量彼所地利之處、不及五分之一、然而依有事之便宜、懇請　〔申力〕之刻、停止國郡妨、爲令安堵住民、申請論言之時、宣旨状云、永免除勅事院事大小國役國使入勘、進　〔濟力〕官厨家納物・圓宗寺最勝會料米之上、可令加濟秋季御読経料米百斛之由、更被裁下、就件状収招浪人、殊入功力開發荒野、欲勵濟旁納物之處、云本國雜任輩、云傍庄住人等、動致堺相論、依有其煩、去年給官使、堺四至打ホ`ウ示、可令隆親子々孫々領知之旨、申請之處、依請被下宣旨、隨遣官使糺定四至、立券田畠山野等、被停止方方濫妨畢、而今彼御堂正月御國忌用途近年断絶云々、依有存旨、進濟三箇所納物之上、廻秘計備進件用途、色目載別紙、永停止國郡并甲乙輩之濫妨及御年貢外他　役、隆職子々孫々可領知之由、欲（以下、欠）

「国家的儀礼」用途の場合も、負担者である中間領主にとってその内実は《安堵契約》であった。

在地にとっての年貢・公事雑事

- 1 年貢負担の論理構造

- 1 - 1 　《安堵契約》の側面

「百姓安堵の原則」 [勝山 a]。　　安堵の代償として、年貢公事雑事を負担する。

【史料 17】延応元(1239)年 9 月 20 日伊賀予野莊莊官百姓等解（福智院家文書、鎌補遺 3-5p）

東円堂兼　春日御領伊賀國豫野御庄庄官百姓等解申裁事

請被特蒙　廣恩、大和國藤井庄悪行結構張本處罪科愁状、

右、謹考旧貫、東円堂者、待賢門院御願、寺門希代之靈地、朝野貴賤渴仰恭敬異他名處也、而當庄者、甲乙諸人山野開發之後、且爲滅罪生善、且爲募仏神威、所令寄入東円堂修造用途并　春日若宮御祭御供以下、所　〔司カ〕三綱神宮樂所仲〔中〕綱仕丁宮弊使神人等一會饗膳酒肴等用途也、仍先代皆以大小訴訟、無不蒙　御裁許、爰去卯月之比、藤井庄之数疋牛乱入當庄領、

* 他莊押領行為停止請願。甲乙諸人の開發の地を、滅罪生膳・仏神威に募るために興福寺東円堂に寄進し、修造用途・春日若宮祭御供・饗膳酒肴用途を勤めてきた。よって先代は皆大小訴訟について、裁許を蒙ってきた。年貢・公事雑事の代償として、押領・新儀課役など外部よりの領域侵害に際して、莊園領主による安全保障を要求。

　　負担に正当な意味を与える論理・意識の重点は《安堵契約》にある。

- 1 - 2 　《御願用途》の共有と倒立させた権利主張

地頭レベルについては【史料 14】。百姓レベルについても以下の掲出史料より共有が確認。

【史料 18】（嘉祿 3(1227)年カ）周防多仁莊百姓等解（九条家冊子本中右記長承元年春夏紙背、鎌 6-13p）
〔　　〕裁免給御寺（成勝寺）御八講用途苛責難堪事　　*成勝寺八講は、崇徳院追善仏事。

　　検案内、於御八講米用途者、御庄立券已後、治承年中殊依〔　　〕院御仰崇、雖始御八講御、既御願寺破壊之後、御八講又退転〔　　〕、非指自昔重色、望請、爲優民蒙御裁報者、成安堵之思、仰正道之貴

④《御願用途》を共有した裏返しとして、本来の用途先が退転すれば、用途負担は拒否する。

《御願用途》を楯にした権利主張

《御願用途》の共有は、必ずしも「寺奴の論理」への隷属を意味しない。

【史料 19】正応 2(1289)年 8 月 6 日大和松本莊百姓等申状（東大寺文書、鎌 22-285p）

松本庄百姓等謹言上
　　就興福寺土打段米役、可勤仕五ケ年分云々、預責勘上者、御寺烈參御京上御公事、不可叶子細事、夫當御庄者、東大寺十二大會料庄、重色無雙之地也、而於勤仕興福寺土打段米役之者、十二大會役闕如之条、不可有凝(マ)者也、兩方大役争可勤仕之哉、且所仰賢察也、就中、去年段米者、勤仕之處、五ケ年分云々以預嗽々責勘、難堪次第也、即御寺烈參御京上御公事、不可叶者也、所詮、爲蒙百姓安堵御成敗、恐々言上如件、*東大寺烈參京上公事の免除要求。当莊は、東大寺十二大会料莊。土打段米負担の上に、これを負担すれば、大会欠如にいたるか。

④東大寺が対朝廷強訴において主張する「勅願十二大会用途」の論理に基づいて、領主東大寺に免除を要求。

- 1 - 3 　《御願用途》と《安堵契約》と

【史料 20】貞応元(1222)年 9 月日延暦寺西塔院釈迦堂領近江修学院百姓等解（民経記紙背　鎌補遺 2-73p）延暦寺西塔院釈迦堂御領近江国野洲郡修学院百姓等言上

　　欲任先例被免除大嘗會役事

右、如此国役者、専可依先例之勤否歟、而當御領者、　国役先例一切不仕之上、并進西塔院釈迦堂堂燈　油、争可被准他所哉、凡領田僅十町、最狭少之地也、然　〔而〕進濟重色年貢者、偏爲被免如此之国役也、若違先例、猶被切課者、常燈忽断絶、寺領永滅亡者歟、仍切符　返上之、宜垂ケ迹、被免除件役也、

* 延暦寺西塔院釈迦堂は承和元(834)年座主円澄創建。仁和 2(886)年に勅により燈油料施入。国役免除実現を目的とする《安堵契約》であり、その手段として《御願用途》を共有する。

撫民イデオロギーとの関わり

百姓の権利闘争において論理的支えとなった撫民イデオロギーは、《御願用途》と《安堵契約》の融合した地点に成立する。 [入間田]

【史料 21】永仁 3(1298)年正月日大部莊百姓等重申状（兵庫県史史料編中世 5　東大寺文書大部莊 41 号）

右匹夫謹稽旧儀、貴寺者聖代尊崇叡願、明哲渴仰勝地也、閻浮無雙伽藍、陽谷無二宗廟也、四海安危表寺家興衰、百王理乱、顯鎮守擁護、然則、自昔至今、全無不寺訴通天聽、衆鬱達聖断、就中、当庄者、以乃貢三百斛、備大仏八幡供料之間、重色異他御領、供料莫大料所也、因茲、或被成下　　論旨、久止宇佐雜事、或被成武家御下知、永停守護乱入、（略）、是則為庄家安穩土民豊饒、專農業、全公平也、而雜掌繁昌得替之刻、無是非追補庄家、米穀資財払底、牛馬振数奪取之、搦取百姓等妻子、擬令責殺、押取錢貨之間、凡百姓之~~行~~イ、言語道断之悪行也、（略）、繁昌依致悪行、地下及~~行~~イ、供料闕如之条、今既限前也、是豈非御領退転、朝家之不忠哉、尤可足明察、（略）、自今以後者、永停廃先雜掌等余類并近隣悪行之仁等、補正直憲法之仁、欲蒙撫民之御裁許矣、仍重（言力）上如件、
* 悪党の処分を領主東大寺に要求する。

@伝統的な《御願用途の論理》（ ）に基づいて、百姓の安堵（ ）と撫民（ ）の実現を東大寺に訴えかける。

撫民イデオロギーとは、「公平」（適正な収奪と適正な年貢の配分）と対関係にある[羽下]。御願用途は、支配階級における最も重要な年貢の使途（配分先）のひとつであった。

《御願用途》を共有によって、撫民イデオロギーを在地百姓自らの権利擁護の支えとし得た。

もうひとつの《御願用途の論理》

御願仏事は国王のためだけのものではなく、広く百姓一般の安穩を祈念する。

百姓の用途負担は、仏事への結縁行為としての意味を有する。飢饉・疫病などを回避するための手段として位置づけられる。百姓が《御願用途》を受容した積極的理由はこの点にある。

【史料 22】建武 4(1337)年 2 月日大井莊莊家等申状（東京大学法学部所蔵東大寺文書　大日史 6-4-572p）
右於法華会々料者、年内仁究進仕、可預冥顯之御加護之由、雖進存、自去々年初冬、世上令動乱、市津全分不立之間、米穀等不及于沽却、用途依為難得、乍歎相待静謐期之處、…

ふたつの負担論理の矛盾

【史料 23】永仁 5(1297)年 8 月日平野殿庄雜掌尚慶申状（百合と、鎌 26 - 16p19440 号）

何寄事於山木相論、此四ヶ年間、抑留有限年貢課役等、可擬打止嚴重　公家武家御祈祷之仏性燈油以下料物哉、尤猛悪次第也、

* 一乗院領百姓などの押領行為が停止されるまで、年貢納入を拒む百姓に対するの雑掌の陳弁。

《安堵契約》に基づき年貢納入を延期する百姓と、《御願用途》に基づき納入を主張する荘園領主側雑掌。ふたつの負担論理は、究極において矛盾するものであった。

- 2　公事雑事について
- 2 - 1　近年の公事雑事論に対する疑問

御願仏事用途に宛てられる公事雑事を《御願用途の論理》で理解することも可能。

公事雑事の本質を、その点に還元し、朝廷公事 - 権門公事 - 在地公事雑事の下降転嫁構造論 [井原] を説くことは疑問。

近年の学説は、「公」（朝廷公事）という記号に過剰な意義を与えていまいか？

「公事」= 朝廷行事という語義と荘園公事　領主年中行事用途を直結させることは妥当か？

【史料 24】仁治 2(1241)年 5 月日大山莊領家年貢請文案（百合や、鎌 8-273p）

@各種注文あるいは売券に見える年中行事用途公事雑事は、五節供・盂蘭盆・歳末節料など習俗年中行事にほぼ限定される。

請米百四拾貳石四斗　寺家銅升定	在家芋參拾組	夏畠地子麦捨石	【史料 24】 （端裏書） 「基員所進」 丹波國大山庄請米注文案　仁治二年」 請申　丹波國大山庄領家御年貢注文事
寺田勸料布貳拾端	例進布五十端	移花紙拾五枚	
五袋參升納	菓子捌拾合	但節供料、一年中五箇度	
林地子搗栗壹石	秋始小俵拾捌俵各一斗納	節料米六斗	
二麦六斗	節料米六斗	盆供米四斗	
漆壹升			
油壹石捌斗			

【史料 25】永昌記天治元(1124)年 5 月 5 日

前齋院献菖蒲、雲州為年預之故也、副菓物等

* 記主爲隆が子息出雲守憲方が年預を勤める前齋院に節供物献上。

年中行事用途系公事雑事の基幹部は社会的習俗を起点に理解すべき[富沢 b]。荘園領主・荘官・百姓の社会関係の確認行為であり、限りなく今日的な意味での贈与に近い。

朝廷の五節供では、天皇 - 公家・寺社との贈与は認められない。公家社会・寺社社会一般では在地をも組み込んだ贈与交換の環が存在するも、天皇自体はその輪から隔絶。

天皇 - 「権門」（荘園領主）- 在地の下降転嫁構造論は成立しがたい。

仏事など非習俗系年中行事用途の公事雑事は、領主側による編成の問題。公事雑事の本質をその点に求めることは適切ではない。

- 2 - 2　公事雑事の特性

公事雑事が発生する場

【史料 26】（永仁 6(1298)年カ）7 月 10 日平野殿莊下司清重書状（百合と、鎌 26-158p）

御ふミたひゞゞまいらせ候へとも、とかくの御かへり事候ぬ、かやうに申あけ候ハ、はゞかりおそれそんして候へとも、さてハ、さきにも申候やうに、りやうけへむけまいらせてハ、きしやうもんおかきて候ときに、いせちうしろへたなき事、ふるまい候ましく候、それにつき候いてハ、御ふミにくハしく申へく候へとも、おちもちり候はんハ申候す、このけ人々々くハしく申くしめて候、くハしく御たつね候いて、きこしめされ候へく候、ふつしんさほうの御ちけん候へ、りやうけの御たへ、うしろへたなき事、申ふるまい候す、又れいしんくし（例進公事）に、けし（下司）のまいらせ候事ハ候ねとも、はしめて御りやう（領）おとり御さた候へハ、うり（瓜）三十まいらせあけ候、なおゞゞ、御こゝろへのたへに、このけ人々々こくハしく申て候、しやうけ（莊家）の事ハ、御たつねあるへく候、
あつかりそ（預所）殿御すくそ

* 新預所に対して、例進公事には存在しなかった瓜を下司が進上する。

【史料 27】古今著聞集卷 16-553' 或僧説法の導師と成り竊に約して尼公を泣かしむる事」（古典文学大系 436p）

或ひらあした名僧ありけり。地を一部主もちたりけり。それに人をすゝて地子をとり侍けるが、打口一丈あまりに、あるふる尼公をすへたり。此僧、或所の佛供養の導師に請ぜられていづとて、彼尼公をよびていひけるやうは、「説經のたうとくなりぬるは、聴聞の物みな鳴なり。しもおほせぬとは鳴ことなし。けふの説法に、もし鳴人なからんは、當座のはぢなるべし。わ尼公、聴聞の砌にすゞみて必鳴べし。かつは、地殿の公事とおもふべし」といひふくめていでぬ。此地殿の仰のがれがたくて、聴聞の志はなけれども、彼佛事の所へゆきぬ。ことよくなりて、導師高盤にのぼりて、かね打ならすより、此尼鳴たちたり。只今説經したる事もなきに、あまりにとく鳴たりければ、導師、あしく鳴物かなと思て、見かへりてじらりとならみければ、尼すくなく鳴とおもひてにらむと心えて、いよゞゞ鳴まさりけり。導師こはいかにとおもひて、ますゞゞにらみければ、尼公ほそごゑをいだして、「さも候はずとよ。わづかなる地一丈あまりが御公事には、これに過てはいかにと鳴候はんぞ」といひたりける。人々はあとわらひけり。

* 「地」を借りた尼僧に「地殿の公事」を課す。尼僧はか細く「わずかな土地ではこれ以上泣けない」と…。

公事雑事は、何らかの社会関係に伴い直ちに発生しうる性格が濃い。「公」という記号の使用とは裏腹に、すぐれて人格的な要素が公事雑事という現象を支えている。その際、中世的な扶助的贈与である「訪(トノ元)」*慣行が収現実現の合意要因となった。[遠藤 a]

*何らかの経済的入用に際して、他者から扶助のために与えられる贈与。原義は「見舞い」。cf.【史料 36】

- 2 - 3　「公事」呼称の語源と変化

公事雑事は何らかの社会関係に伴って不断に発生する可能性を帯びてはいるが、呼称としての「公事」の源流は、朝廷・国衛による臨時課役に由来する。[勝山 b]は、中央系（朝廷・諸官司・諸家）のものに注目する。　国衛・受領による臨時課役もまた主要な源流のひとつと見なしうる。

【史料 28（参考）】今昔物語集卷 12-28（古典大系本 3 卷 171p）

肥後国書生は、朝暮に館にまいって「公事」を勤める。

@国衛（受領政庁）での公務が「公事」として表記。

【史料 29】今昔物語集卷 13-34（古典大系本 3 巻 252p）

而ルニ、熊野ヨリ出デ、本寺ニ返ル間、紀伊ノ国ノ美東部郡ノ海辺ヲ行ク程ニ、日暮レヌ。然レバ、其ノ所ニ大ナル樹ノ本ニ宿ヌ。夜半許ノ程ニ、馬ニ乗レル人ニ三十騎許来テ、此ノ樹ノ辺ニ有リ。「何人ナラム」ト思フ程ニ、一ノ人ノ云ク、「樹ノ本ノ翁ハ候フカ」ト。此ノ樹ノ本ニ答テ云ク、「翁候フ」ト。道公此レヲ聞テ、驚キ怪テ、「此ノ樹ノ本ニ八人ノ有ケルカ」ト思フニ、「亦、馬ニ乗レル人ノ云ク、「速ニ罷出デ、御共ニ候ヘ」ト。亦、樹ノ本ニ云ク、「今夜ハ不可參ズ。其ノ故ハ、駄ノ足折レ損ジテ乗ルニ不能ザレバ、明日駄ノ足ヲニヒ、亦、他ノ馬ニマレ求テ可參也。年罷老テ行歩ニ不叶ズ」ト。馬ニ乗レル人々此レヲ聞テ皆打過ヌ、ト聞ク。

夜ニヌレバ、道公此ノ事ヲ極テ怪ビ恐レテ、樹ノ本ヲ廻リ見ルニ、惣テ人無シ。只道祖ノ神ノ形ヲ造タル有リ。其ノ形旧ク朽テ多ノ年ヲ経タリト見ユ。男ノ形ノミ有テ、女ノ形ハ無シ。前ニ板ニ書タル絵馬有リ。足ノ所破レタリ。道公此レヲ見テ、「夜ルハ、此ノ道祖ノ云ヒケル也ケリ」ト思フニ、弥ヨ奇異ニ思テ、其ノ絵馬ノ足ノ所ノ破タルヲ糸ヲ以テ綴テ、本ノ如ク置ツ。道公、「此ノ事ヲ今夜吉ク見ム」ト思テ、其ノ日留テ、尚樹ノ本ニ有リ。夜半許ニ、夜前ノ如ク多ノ馬ニ乗レル人來ヌ。道祖亦馬ニ乗テ出デ、共ニ行ヌ。

曉ニ成ル程ニ、道祖返來ヌト聞ク程ニ、年老クル翁來レリ。誰人ト不知ズ。道公ニ向テ拜シテ云ク、「聖人ノ昨日駄ノ足ヲ療治シ給ヘルニ依テ、翁此ノ公事ヲ勤メツ。此ノ恩難報シ。我レハ此レ、此ノ樹ノ下ノ道祖此レ也。此ノ多ノ馬ニ乗レル人ハ行疫神ニ在マス。国ノ内ヲ廻ル時ニ、必ズ翁ヲ以テ前役トス。若シ其レニ不共奉ネバ、笞ヲ以テ打チ、言ヲ以テ罵ル。此ノ苦実ニ難堪シ。然レバ、今此ノ下劣ノ神形ヲ棄テ、速ニ上品ノ功德ノ身ヲ得ムト思フ。其レ聖人ノ御力ニ可依シ」ト。

* 道祖神の勤めた「公事」は、行疫神が国の内を巡るときの前使であった。もしこの供奉を勤めねば、笞で打ち据えられ罵倒される。

@行疫神と道祖神は、受領・国使・在庁官人と使役される刀祢・百姓のダブルイメージ。〔黒田〕（cf.尾張国郡司百姓等解）

@「公権力」を主体としない「公事」。「公事」という言葉は、本来の語義から変質している。

「公事」呼称をめぐる 2 つの源流：（a）中央系の臨時課役。（b）11 世紀前半に特徴的な受領苛政の一環としての臨時課役。これらは朝廷・国衛の支配権・行政権の発揮 = 「公事」と呼称。やがて、賦課主体の如何を問わず、臨時課役一般の総称として「公事」が成立。この時点で当初「公」に含意された朝廷・国衛の支配権・行政権としての意味は欠落した。

@ 『日葡辞書』の「くじ」= 天然痘との説明は、行疫神 - 国衛公事をたぶらせた言説に由来。

- 2 - 4 荘園公事雑事の政治課題

年貢と公事雑事の差異について

【史料 30】〔承久 4(1222)年〕4 月 5 日北条義時書状（醍醐寺文書、鎌 5-99p）

ナリハイ
今年庄務落居、御年貢・課役・雑事守式法、可有御沙汰候

年貢 = 限定性（1 年間の生業収穫物を対象、基準としての斗代の存在） 公事雑事 = 非限定性

公事雑事の総量を決するのは「常識」（cf.【史料 27】）・「先例」（cf.【史料 31】）と、領主 - 在地百姓の力関係。

【史料 31】（鎌倉中期）12 月 1 日興福寺大乘院坊官泰経書状（大古東大寺文書之 17 1016 号 鎌倉遺文未収）

委細以使者令申候、可被尋聞食候也、

窪庄百姓等申二階堂（興福寺喜多院）修理役事、御他行之間、自僧房賜御使候之間、数十箇年に一度事候、存奉加之由、可勤仕之由可令下知給之旨令申候了、仍重催促候也、所詮金剛山舛米・関東新大仏勸進等、當庄百姓等皆以奉加候歟、而爲二階堂領之百姓身、最少事役争可申子細候哉、此条一向存公事之由、例を痛申候者、成奉加之思、致沙汰候之条、付内外可爲公平之儀候哉、此上申事尤可有計御下知候、恐々謹言、

十二月一日 泰経

* 百姓が、「公事」と認識して、例となることを忌避するのであれば、奉加として思って（自発的に）勤めるのが適切である。

荘園公事雑事をめぐる撫民

【史料 32】保延 5(1139)年 8 月日円光院政所下文（田中家旧蔵本醍醐雑事記卷一 平安遺文未収）〔安達〕

* 「興復庄家、優恕田堵」のために収取物を制限。

荘園の不入化は際限のない外部からの公事雑事排除がひとつの目的〔木村 b〕。荘園領主は朝廷国衛公事を継承しつつも、一方で百姓の合意を得るために、撫民行為として負担の制限をはかる。

注文・請文において公事雑事の定量化が実現する。

しかし不入化によっても外部権力からの

賦課は常に発生し、なお在地公事雑事として負担がかかる。こうした在地負担の停止・軽減が課題となる。その際《御願用途の論理》の共有は桎梏となる。

年貢・公事雑事の変容 - 13 世紀後半～15 世紀 -

- 1 《御願用途の論理》をめぐる変化

《中央権力 - 荘園領主》では継続。特に室町殿への祈祷がクローズアップされる。

《荘園領主 地下（在地）》のベクトルも同様の傾向。

《地下（在地） 荘園領主》（申状など）では「年貢・公事雑事」一般の履行は述べられるものの、中央権力を意識した言説（ex. 御願云々）は後退。

【史料 33】応永 11(1404)年 10 月 23 日上久世荘名主百姓等申状（大古東寺百合文書 を 62 号）
右此条々の子細をきこしめし開かれ候て、当納所を改替せられ、隠（穩）便の納所を定おかれ八、弥々御年貢の忠節をいたし、来廿五日の御収納二、御年貢を備申て候、若此納所を改められず八、廿五日の御年貢を八備申候ましくて候、御年貢おも急速ニ御納候様ニ御計候ハ、地下のため御目出度候、仍粗目安状如件、
中世前期在地における《御願用途》と《安堵契約》、2 つの論理の併存状況から、中世後期の《安堵契約》への一元化へ。それは 2 つの論理の矛盾を解決するひとつの選択であった。

《御願用途》の捨象は、中世前期の潜在的矛盾である外部よりの公事雑事に対する地下（在地）負担を解消するための論理上の要請。

- 2 地下（在地）用途立用(リユクヨ)をめぐる変化

- 2 - 1 鎌倉前期以前における年貢立用

一 国平均役あるいは兵糧米

【史料 34】（養和元(1181)年）11 月 23 日紀俊守自筆言上状（高山寺文書聖教紙背六曲屏風貼付 平 - 補 405 号 国立歴史民俗博物館図録『中世の武家文書』1989 にて校訂）

一 兵糧米事

右、件兵糧米、先日以梶取近守、委細申上候了、百姓等可募御米之由令存候、為公事可弁済之思、更不候、就中、当御庄者、三分之二者、他所他庄之住人等令入作之处也、件入作人等申候様、於兵糧米者、非野介御庄（筑前早良郡力）一所、諸国諸庄一同事也、然皆募所当御米之内、令弁進事無其隠、何当御庄一所為非分之役、若〔于〕

<p>【史料 32】 圓光院政所下 牛原南北庄 可令早任下知旨勤仕所役事 一 官物 加地子 依例 小加徴 加公物 一 檢田雑事 拾町別 一 編四丈 綿式帖八両、白米式石 黒米式石 一 雜紙拾帖 二伍把 合子 大拾杖、小式拾 一 枚 秣陸束 房仕 依例 蓑 依例 一 京上人夫伍人 度別三人、定田用二人 晝 一 預山董 晝預子 各依例 一 預所上下送迎經廻間 依例 一 下司 反別白米漆斗 綿式両 一 在家役事 壹家別 一 油壹升 花紙一枚半 佃百廿歩 一 収納使 度別黒米壹石 斗出 依例 一 一定使上下向料駄式足夫式人 自餘停止之、 一 芻掻夫可停止之、 右、任下知旨令勤仕之、於自餘事者可停止之、 抑田舎沙汰本家暗以難知食、仍所被定下也、 是非他爲令興復庄家優恕田堵也、存件旨 農 業励微力弁済尽忠節者、百姓非木石、何不知 恩顧哉、宜承知莫違失、故下、 保延五年八月日知院法師 別當法務大僧正</p>
--

三百余石之見米可弁済哉登、他庄他所兼作入作人等論申候天、臨時役之儀一切不承伏仕候、爰無其儲之处、追討使令下向之間、從国衛三百五十石之兵糧米切懸、依令致水火之責、為遁當時之苛法〔以カ〕不載 仕 至極為訴之間、追討使御下向間、為庄内住人等、付面々公私夫伝馬、或被宛召、或被押取之由、住人等多以逃散候了、

* 治承寿永の内乱における国衛よりの兵糧米賦課。在地は近隣荘園の傍例を以て、兵糧米の年貢立用を要求。@一国平均役、その特殊形態である兵糧米では、在地年貢立用ないし京済（荘園領主による中央での納入）という形で、荘園領主の取り分から用途が納められる。これは前期・後期で大きな変化はない。

諸使節供応用途 - 安全計略用途

外部権力の入部によって引き起こされる在地の混乱を回避するための供応・謝礼や、あるいは在地紛争解決のために外部権力の入部を要請した際の供応・謝礼は、安全計略用途と称すべきであろう。

【史料 35】延慶 4(1311)年 2 月日東寺下知状土代（百合と、鎌 31-368p）

東寺領平野殿庄預所与土民相論條々

一年貢半分立用事

土民申状云、「南都郡使等乱入當御庄、就致水火之責、無術之余、致彼供給雜事之間、於百姓許者就難叶、御年貢半分百姓半分致沙汰事、且先例也。」云々、預所陳詞云、「御年貢半分百姓半分致沙汰事、且先例也支證、尤可立申、凡當國諸庄園之習、於地上果〔課〕役者、地主 名主事也 半分百姓半分致沙汰者通例也、於如此之非分使料供給雜事者、為土民之役条、同當國通滿之法則也云々、次公人入部之一段者、土民等令引汲于郡使等、令引入當庄之条、勿論歟、其故者、『郡使入部之時、御年貢半分立用之条者先例之由』、土民等一同令言上之間、於御寺自御集會之砌、公文殿（頼尊）御申繼仁天、『於當御庄者、為東寺一円之御領、自往古公人不入部之条者、存知勿論歟』、然者、『公人入部之時、御年貢半分令立用者旧例之由』、返答之間、胸臆申状頗難足指南之上者、於立用御年貢者、不日可進上」云々、

右、土民者、公人入部之時、於供給雜事者、年貢半分令立用之条、先例之由雖破申之、不立申支證之上者、非沙汰限、就中、如琳賢所司申詞者、縱雖令公人入部、於供給雜事者、為最狭少之上、大略土民果役也、況被停止公人入部畢、預所陳詞之趣、尤有其謂者歟焉、

* 郡使供給雜事半分の年貢立用を主張する百姓に対して、東寺は百姓全面負担を定める。

中世前期では外部権力の入部（官使・国使など）の供給用途問題は、不入化によって入部そのものの停止を要求するのが一般的。 供応用途の年貢立用は原則否定。

@供応用途は、在地公事雑事（在地の負担）。客人歡待・「供給(ﾀﾞﾏｯﾁﾉ)」という習俗に依存。

- 2 - 2 守護関連用途の年貢立用の出現

南北朝期後半以降、守護への供応用途・節季物上納・礼銭に際して年貢立用が定着。〔榎原・辰田・伊藤・盛本・金子〕

鎌倉後期以降、幕府使節遵行に関わる費用は荘園領主負担。〔外岡〕

【史料 36】（嘉元 4(1306)年）9 月 11 日東寺十八口供僧評定事書（百合ル、鎌 22725 号）

一下地相分同事、（中略）、此上者、不可有豫儀候之處、以不遂其節、而于今可被送旬月候哉、甚不可然候、就中、今年五月十九日如所被申入之書状者、相分下地御教書下預候之處、両御使入部事、雜事用途以外過分人數之由、承候之間、于今延引候、当国近辺日てりにて、田もう系候ハす、借上折節 以 處、 可令入部之由、しきりに被申候、いかゞ仕候へきと云々 取詮 、就之、塩俵卅俵有御訪之上者、依何事可被閣之候哉、返々無物躰候、所詮、今年三月十八日重任六波羅御下知状、不日可被撰取之者也、

* 両使入部費用の不足を理由に遵行延引を述べる雑掌に対して、寺家は御訪下行をしたのであるから、早々の入部と下地中分実施を指図。

@荘園領主サイドの權益が保証される案件で、先行して荘園領主負担が発生。

鎌倉末期の在地紛争の激化による地域権力への依存の増加

【史料 37】加賀輕海郷代官(カ)注進状案（金沢文庫文書、鎌 32202 号）

一所務人進退事、不申巨細者、以過分御計、募申公物之由、被思食歟之間、不顧憚注進之、悪党乱入之時、守護使以下郡使等、或号借用、或以平所望之儀、米大豆以下雜物連々所望、不付跡者、觸事可為難儀之間、無力沙汰遣之、但結解状内二貫文立用事、去年已悪党乱入之段、可為実事之由、風聞之間、守護使糟屋九郎・千町三郎、悪党乱入之時者、最前可馳向之由申之間、無為之時者、馬喰物分、雖為如形、可致沙汰之旨、就約束遣之畢、

* 悪党乱入の際の守護使の要求に応えないと煩いが発生するので「雑物」を提供。その用途は年貢より立用。在地の安全のために守護権力への依存が不可欠となり、その供応用途他の安全計略用途負担が増加。

荘園領主側と武家使節・守護との関係 - 立用容認の要因 -

【史料 38】〔元応 2(1320)年〕服部持法書状（東南院文書、鎌 31252 号）

関東近日可下向之由、相存候、雖恐憚入候、於身一大事覚候、預御助成候者恐悦候、諸事期上洛之時候、恐々謹言、十月廿六日 沙弥持法（花押） * 黒田悪党担当両使 謹上 東大寺年預五師御房 @幕府両使の「たかり」。

【史料 39】〔元徳 3(1331)年正月〕撰津兵庫北関供料結解状（東大寺文書、鎌 40-188p31345 号 兵庫県史料編中世 5 -565p 東大寺文書撰津国兵庫関 77 号）

* 守護代の大仏参詣用途を兵庫関の収入から工面。

@荘園領主側でも荘園領有保障のため武家使節・守護への安全用途が不可欠となる。

【史料 39】 勘定 元徳三年正月関所用途事 九十二貫五百文内 三貫文御被借召 四貫文置石方未納 已上七貫文 臨時所下 三貫百八十文 仏聖房守護所下向粮物 此内百八十文利分 二貫五百七十五文 常専 黒田入部粮物 此内七十五文利分 五貫百五十文 仏聖房黒田入部粮物 此内百五十文利分 三貫九十文 伊賀守護代大仏参詣坊立用 (平常茂) 此内九十文利分 三貫九十文 円英・定尊在京粮物 此内九十文利分 二貫六十文 (助已講力) 在京粮物、加牛賃定 此内六十文利分 (酒肴色) 遣 二百二十文 遣守護代 遣 六十八文 代物残俄熟調之間又加増之 已上十九貫四百四十七文 定所下 (以下略)

【史料 40】建武 2(1335)年 12 月日興福寺三面僧房集会評定下文案（興福寺蔵紙背 南北朝遺文 1-110p）
下 三面僧坊讃岐国神崎庄官百姓等所 仰下條々

一自国司・守護方、自然沙汰出来之時者、公文・田所・船所以下令談合、可致其沙汰事、

一同沙汰之時、臨時急事、若三人之会合難叶者、先相窮子細、於面々令他行者、隨庄家之居合可致其沙汰、相互無偏執以公平可為先事、

一同沙汰之時、酒肴等事、於為御領事者可為公物、 但、臨期申入事子細於僧坊、蒙御免可致其沙汰、就領内輩事、有其沙汰令出来者、属其身可致沙汰事、

一天下動乱之時、地頭并預所及庄官等可出对之由、有催促者、預所於令在庄者勿論、不然者庄官等令出对、兩方可償其役事、

一自国司・守護方、惣得分事被催促之時、縱雖及使者譴責、不申入本所、無左右不可叙用、若猶及嚴密之沙汰者、各沙汰人等加評定致秘計、以雜掌之名字、捧請文、申国方、被注進請文候様可廻計略、且請文土代被下遣之、可存此趣事、

* 建武政権下での国司・守護方への酒肴用途の年貢立用を、条件付きながら領主興福寺三面僧房が許可。

鎌倉末期以降、悪党問題に代表される在地紛争が激化・長期化し、武家両使・守護による安全保障が不可欠に。年貢立用が構造化 * 背景には地下（在地）百姓側のねばり強い要求が存在。[辰田]

- 3 訴訟関連用途

年貢の（部分的）安全計略用途化という現象は、在地レベルのみではなく、訴訟関連用途という形で、中央 - 荘園領主レベルでも確認。

鎌倉後期にいたり、幕府法廷訴訟関連用途（交通費・滞在費・奉行への工作費）などが過重な負担として荘園領主にかかる。年貢立用・勸進によって賄われた。[平山]

関東訴訟用途について

【史料 41】弘長元(1261)年 6 月 30 日大和喜殿田永荘百姓申状（大和千鳥家文書、鎌 12-83p）

件子細者、近日自南都、有被差下公文於関東子細歎之間、為彼用途、付国中富有之輩、被宛責銭貨云々（下略）

【史料 42】永仁 7(1299)年 4 月 20 日関東下向粮米日記（鎌 26-317p）* 原文抹消符号・訂正など省略。

* 下向用途を東大寺内俱舎(?)三十講用途から立用。

@関東派遣用途が、在地賦課あるいは寺家仏事用途立用にて賄われる。

【史料 42】 （端裏書） 「進執行所送関東下向粮米日記」 執行法限房	八石六斗 三十講米	黒田庄八合升定、（延定を略） 世親講餐料加定、代銭十三貫 五百、百別六升六合充、内伍 斗八順慶二下行了、公人出了、	式貫文 六十束代 豊田庄 一貫二百廿文 長州庄四十束代 一貫二百廿文 玉井庄四十束代 六百六文 後河庄二十束代 「公人出了、」	一貫二百廿文 猪名庄四十束代 已上六貫六百六十五文 捧物用途分、 百別三束定、	惣都合廿貫百六十五文 但此内十貫文八越前得業替用途分 永仁七年四月廿日	（裏） 「審源分内未納分 一石二斗 加茂庄 五斗九升内保庄 已上二石九升	（三）斗飛駄庄
--	--------------	--	---	---	---	--	---------

幕府奉行人への「賄賂」

【史料 43】〔文永 11(1274)年〕10 月 24 日太良荘預所定宴書状（百合工、鎌 15-330p）

六波羅訴訟も奉行人をすかさず候らえば、奉行かず候。前々沙汰の時も、御年貢内を立用仕り候き。此の由を御意あるべく候。 * 太良荘での地頭非法問題。

【史料 44（参考）】延文 2(1357)年 5 月 4 日輕海郷年貢結解状（金沢文庫文書 加能史料南北朝 130p）
所済項目中に、「拾肆貫文 又旧冬当初沙汰事、京都奉行人方江方々秘計二入、」とある。

@個別荘園の訴訟用途を該当荘園の年貢より立用する。

奉行人への「賄賂」は、室町幕府において礼銭 etc.として構造化される。[田中・桜井 a・金子]
年貢はその重要な財源。

地頭非法相論あるいは幕府段銭免除など期待した奉行人への礼銭は、巨視的には在地・地下百姓の安全計略用途と見なせる。

【小括】 - 荘園安全計略料・訴訟用途の制度化の歴史的意義

【史料 45】明德元(1390)年 11 月 3 日東寺契約状案（百合え、南北朝遺文 6-221p）

東寺領備中国新見庄領家職事、元徳年中為六箇鄭重御願料所、御寄附以来、寺家領掌及数十年之上者、今更雖不可有相違、以官務所帯本券等、悉被寄附于寺家、永被絶未来競望之条、依為向後無為之基、当庄年貢并雜物以下、每度以到来七分之一、可割進 除当庄安全計略、公武沙汰用途等定、未来際更不可有相違、

* 新見荘は東寺と官務小槻氏との間で領家職が和与された。その際、「当庄安全計略・公武沙汰用途」を除外した京進物の 1/7 が東寺より小槻に渡されることとなった。

@荘園安全計略料・公武沙汰用途が、支出費目として制度化されている。

13 世紀後半以降、悪党問題に代表される在地紛争により、武家入部関連用途・礼銭など安全計略用途が肥大化。地下・在地負担は年貢立用によって解消。

地下（在地）における《御願用途の論理》の後退と《安堵契約の論理》への一元化は、在地公事雑事であった地下（在地）安全計略用途を年貢の内から供出させるための論理上の要請。

地下（在地）安全計略用途（守護方への負担）、荘園領主安全計略用途（訴訟用途・奉行礼銭）の年貢立用の意味。

全階層的に年貢総体の使途としての安全計略用途の明確化と御願用途の相対的地位低下。《安堵契約の論理》の比重が高まる。

稲葉報告が扱う「平和の負担」に連なる。

むすびにかえて - 収取と統合、その質的变化 -

《御願用途》は統治者を中核とする求心的統合構造。

後期では地下（在地）百姓レベルを包摂していない。

中世後期の統合の問題

(a) 武家による段銭・軍事役 稲葉報告

(b) 武家への贈与（礼銭・瓜献上・八朔）

礼銭

中世後期贈与交換行為「礼」が室町殿から名主百姓までを広く覆った。[金子]

礼銭は奉行の給与としての側面もあった。幕府人件費を荘園領主が負担している。[田中]

荘園より中央権力にモノが流れる特異な求心構造でありこの時期に固有のもの。（平安中期～鎌倉前期では、訴訟担当官への「賄賂」は、建前上は禁止を謳っており体制化していない。）

瓜献上

北野神社・大乘院の瓜は荘園ないし門跡構成員の負担。丹波守護細川氏の瓜献上夫役が大山荘に賦課。[盛本]

瓜献上（あるいは五節供）のごとく習俗に基盤を有する贈与に、王権から地下（在地）にいたるまでが参加。

中世前期において、天皇は五節供贈与の環から隔絶。（cf. 第 章 2）

八朔

八朔は民間習俗として発生展開。鎌倉幕府。王家・上位貴族は当初否定的な姿勢。室町幕府のもとでは公式行事に。幕府への進上者は、撰閑家・門跡・公家衆・大名・外様・御供衆・惣番衆・奉行衆・地下衆・職人・牛飼・河原者・散所まで幅広い階層にわたる。また室町殿 - 天皇も八朔関係を取り持つ。[二木]

主要な荘園領主は室町殿と八朔関係を持った。

守護 - 地下（在地）での八朔関係

【史料 46】〔応永 30(1423)年〕2 月 27 日四郷以下公方役書上（大古高野山文書 8 1922 号）

一志富田庄分 応永廿九年 /（中略） / 七月たのむの物もたせ候八んとて、八百文被召候、

@八朔人夫が守護から荘園に課される。

【史料 47】（室町中期）8 月 1 日大内教弘書状（高野山文書 5 金剛三昧院文書 173 号）

為八朔祝言両種給候故、太刀一腰・馬一疋進之候、恐々謹言、

八月一日 教弘（花押）

粥田庄政所（筑前） *大内教弘の筑前守護は、嘉吉元年(1441)～寛正6年(1465)

【史料48】応安5(1372)年6月日大山荘年貢散用状（兵庫県史史料編中世6 大山荘242号）

一所下 /（中略）/四石二斗八升四合（略-代銭額）八月一日守護殿御タノム（憑）料足

@荘園（政所）より守護へ。年貢の内から賄われる。

八朔をめぐる構造：荘園領主-室町殿、在地・地下（夫役奉仕）-守護-室町殿、地下（在地）-守護-室町殿など多様なパターンによって、室町殿から地下（在地）までを包摂した構造。

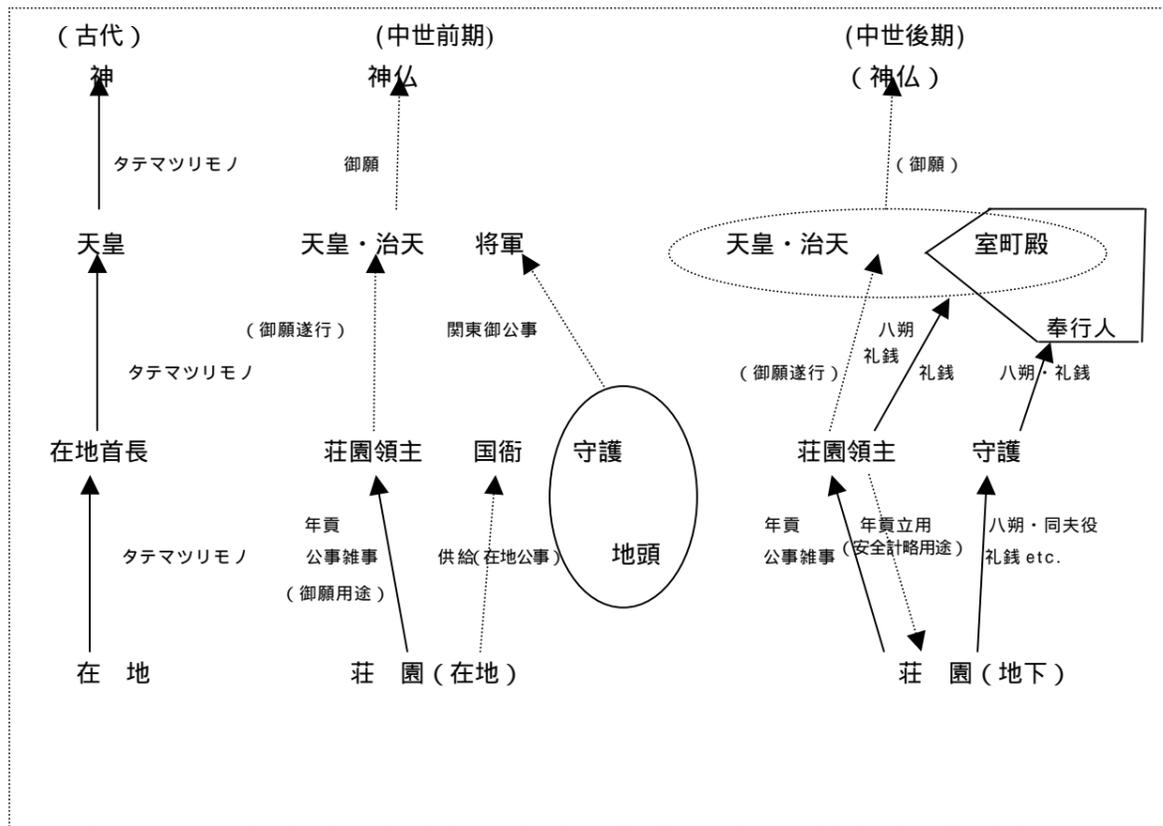
贈与に見る「緩やかな統合」構造

頂点と末端が習俗に基盤をおいた象徴財贈与を介してリンクしており、ここに習俗的贈与を媒介とした中世後期特有の「緩やかな統合」構造が存在。

習俗に立脚する古代在地首長制的なタテマツリモノは入れ子構造の負担体系。頂点には天皇から神々へ捧げられる。天皇の宗教的象徴性に収斂。[大津]

中世後期の八朔は、分節的な連繋構造（室町殿への守護進上物用途を荘園地下（在地）が供出するのではない）。また八朔を含め贈与一般は世俗的（儀礼化された室町殿から神仏への贈与の不在）

王権の象徴的中心性を明示する統合機能は希薄。列島上の全階層に均質な空間を創出する点に意義が存在。



展望

モノを介する吉書は、荘園制の解体あるいは中世的な文書フェティシズムの終焉(?)とともに衰退か。近世社会には継承されないのでは？

室町期に体制化する贈与を媒介とする回路は、中央権力と地域権力を連繋する回路として継続する。

15・16世紀内乱の時代において、在地百姓側の負担の問題は、「戦争」「平和」を主要なキーワードとして軍事負担を軸に説かれるべき新たな段階に突入する。それは稲葉報告の課題である。

【引用文献】

安達直哉「史料紹介 田中家旧蔵本『醍醐雜事記』巻第一」『中世寺院と法会』（佐藤道子編）法蔵館 1994
 網野善彦『日本中世の民衆像』岩波新書 1980
 同「百姓の負担」『日本中世の百姓と職人』平凡社選書 1998 初出1986・87・94。
 伊藤俊一「中世後期における「荘家」と地域権力」『日本史研究』368 1993.4
 井原今朝男 a『日本中世の国政と家政』校倉書房 1995
 同 b「荘園公領の支配」『今日の古文書 第3巻 中世』雄山閣出版 2000
 入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会 1986
 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」『歴史学研究』638 1992
 遠藤基郎 a「中世における扶助的贈与と収取 トブラヒ（訪）をめぐる」『歴史学研究』636 1992.9
 同 b「モノを介する吉書」『東北中世史研究会会報』11 1999.1
 大津透「貢納と祭祀」『思想』868 1995
 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」『戦国時代論』岩波書店 1996年 初出1985
 勝山清次 a『中世年貢制成立史の研究』塙書房 1995
 同 b「収取体系の転換」『岩波講座 日本通史』第6巻 1995
 金子拓『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館 1998
 木村茂光 a「古代律令制下の皇作と皇作儀礼」『日本古代・中世皇作史の研究』校倉書房 1992 初出1989
 同 b「不入権の成立について」東京学芸大学紀要第3部門32 1980
 黒田日出男「中世成立期の民衆意識と荘園体制」『日本中世開発史の研究』校倉書房 1998 初出1971
 桜井英治 a「日本中世における貨幣と信用について」『歴史学研究』703 1997.10
 同 b「日本中世の贈与について」『思想』887 1998.5
 佐藤健治「撰家家の相折と下文」『中世権門の成立と家政』吉川弘文館 2000
 竹内理三『寺領荘園の研究』吉川弘文館 初版1942
 辰田芳雄「守護役と年貢減免闘争」『歴史学研究』642 1993
 田中浩司「中世後期における『礼銭』『礼物』の授受について」『経済学論纂（中央大学）』35 4 1994
 玉井力「10-11世紀の日本」『岩波講座 日本通史』第6巻 1995
 外岡慎一郎「使節遵行に関する覚え書き」『敦賀論叢 敦賀女子短期大学』7 1992
 富澤清人 a『中世荘園と検注』吉川弘文館 1996
 同 b「荘園体制下における村落と農民」同上書 初出1976
 中田薫「王朝時代の荘園に関する研究」『法制史論集』第2巻第三
 永原慶二「荘園領主経済の構造」『日本中世社会構造の研究』岩波書店 1973 初出1965
 永村真「寺領」『講座日本荘園史2 荘園の成立と領有』吉川弘文館 1991
 羽下徳彦「領主支配と法」『岩波講座日本歴史 中世1』1975
 平山行三 a「鎌倉時代の訴訟費用に就いて」『歴史学研究』11-6 1936.11
 同 b「中世東大寺の訴訟費用調達に関する資料」『学芸研究 人文科学 和歌山大学学芸学部』2 1951
 福島正樹 a「中世成立期の国家と勘会制」『歴史学研究』560 1986.10
 同 b「『百姓』返抄の成立と王朝国家」『歴史評論』464 1988.12
 二木謙一「室町幕府八朔」『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館 1985 初出1976
 保立道久「中世の年貢と庭物・装束米・竈米」『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版 1999
 盛本昌広「室町期における瓜献上の負担体系」『日本中世の贈与と負担』校倉書房 1997 初出1995
 渡辺澄夫『増補畿内荘園の基礎構造』（上）吉川弘文館 1969 第1版1956

【援助報告他】

秋山哲雄「網野善彦氏の年貢論」(1999.12)
 田中大喜「年貢・公事論の現在 - 勝山清次著『中世年貢成立史の研究』」(1999.12)
 清水亮「富沢清人・井原今朝夫氏の業績について」(1999.12)
 高橋典幸「武家と役」(2000.3)